

経済産業省

20200714 保局第 1 号

令和 2 年 8 月 1 9 日

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会

会長 見上 攻 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦



令和 2 年度火薬類危害予防週間の実施について

火薬類危害予防週間は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として毎年実施しております。例年、6月10日から6月16日まで実施しておりましたところ、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点からその実施を見合わせておりました。

今年度当省産業保安グループは、10月1日から10月7日までに火薬類危害予防週間を実施することとし、別紙のとおり「令和2年度火薬類危害予防週間実施要領」を定めましたので、貴会におかれましては傘下会員にその趣旨を周知していただき、新型コロナウイルス感染症対策に十分留意しながら、当該予防週間を中心とする期間に、当該要領に基づき、危害予防のさらなる徹底に努められるようお願いいたします。

令和2年度火薬類危害予防週間実施要領

令和2年8月19日
経 済 産 業 省

1. 目的

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、各地の実情に即した取組みを行い、火薬類の危害予防意識の高揚を図る。

2. 期間

本年度は、令和2年10月1日（木）から10月7日（水）まで実施する。

※例年は6月10日～6月16日の期間で開催をしておりましたが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催時期を延期。

3. 実施機関

産業保安グループ、各産業保安監督部、各都道府県及び各指定都市が、公益社団法人全国火薬類保安協会、公益社団法人日本煙火協会、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会、各都道府県火薬類保安協会等と協力して実施する。

4. 令和2年度の実施目標

(1) 最近の火薬類に係る事故の発生状況

事故件数は、過去10年で見ると若干の増加傾向にあるものの、直近5年ではほぼ横ばいで推移。死傷者数は、過去10年でみると、概ね40名を下回る漸減傾向。また、死亡者数は1980年（昭和55年）以降、ほぼ1桁台で推移し、特に2010（平成22年）から7年間は死亡者無しであったが、平成29年は1名（産業火薬の消費中）、平成30年は3名（産業火薬の消費中；1名、煙火の製造中；2名）の死亡者が発生し、令和元年において死亡者は発生していない。

事故の内容としては、産業火薬類に関しては発破作業における飛石、煙火に関しては、花火大会における低空開発や地上開発、筒ばね、火災といった例年発生している事故が継続的に発生している。

これらの事故の原因としては、知識や確認の不足、これまでの経験による慣れ等の油断から取扱に際し十分な管理がなされていないなどが考えられる。なお、製造中については、昨年は火薬類取締法制定（昭和25年）以来初めて事故が発生していない。

(2) 目標

最近の火薬類に係る事故の発生状況等を踏まえ、火薬類を取り扱う関係者は、ささいなきっかけで事故につながる可能性のある火薬類を取り扱っていることを常に意識し、作業に不備や不足がないかを今一度確認するとともに、これまでの取扱が保安上本当に十分なもののか、より良い方法はないかについて、個々の現場の状況のみならず過去の事故の教訓も活かした対策を講じることが重要と考える。昨年に事故が発生していない製造中に関しても同様に、今後とも事故が起きないように一層の注意を図る必要がある。

これらを踏まえ、本年度の「火薬類危害予防週間」の実施に当たっては、各機関は関係事業者等に対して、以下の事項を重点的に実施するよう指導・周知し、保安意識の向上を図るものとする。

- ① 関係法令、規程等の周知徹底
- ② 危害予防規程、各現場における作業手順、安全対策等の再確認
- ③ 今まで事故が発生していない作業工程でも、気付いていない危険性の芽を摘むという観点から、工程全体や社内安全体制等の再検証
- ④ 過去の事故例の周知・徹底。自らの現場等に置き換えた安全対策・保安教育等の実施
- ⑤ 製造・消費・廃棄等の作業開始前における手順や現状確認の徹底
- ⑥ 取り扱う火薬類及び現場の特性等に応じた作業手順や安全対策等の策定、整備等、リスク管理の徹底
- ⑦ 複数の作業員による現場確認の仕組みの徹底・構築

5. 実施事項

- (1) 各実施機関は、火薬類危害予防週間のポスターの配布・掲示、目標の周知等の保安啓発活動を実施する。
- (2) 各実施機関は、関係事業者等に対して、従業員に対する目標の周知とともに、立入検査の実施等を行い、自主保安意識の高揚を図る。
- (3) 各実施機関は、保安講習や表彰等の各地の実情に即した取組み等を行い、関係者の危害予防意識の高揚を図る。
- (4) 各実施機関は、関係者間における十分な情報共有・意見交換とともに、事故・災害発生時の連絡体制、役割分担等の対応について再確認を行い、保安管理体制の強化を図る。また、関係機関等とも連携してこれらを実施し、各地域における保安管理体制の強化を図る。

※上記の取組を実施する際は、「3つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）」を避け、新型コロナウイルス感染症対策について十分に留意しながら、取り組んでいただきますようお願いいたします。

※「3つの密」が避けられない場合は、無理に取組を実施せず、延期や中止を御検討ください。

(参考)

【1】火薬類に係る事故の発生件数の推移

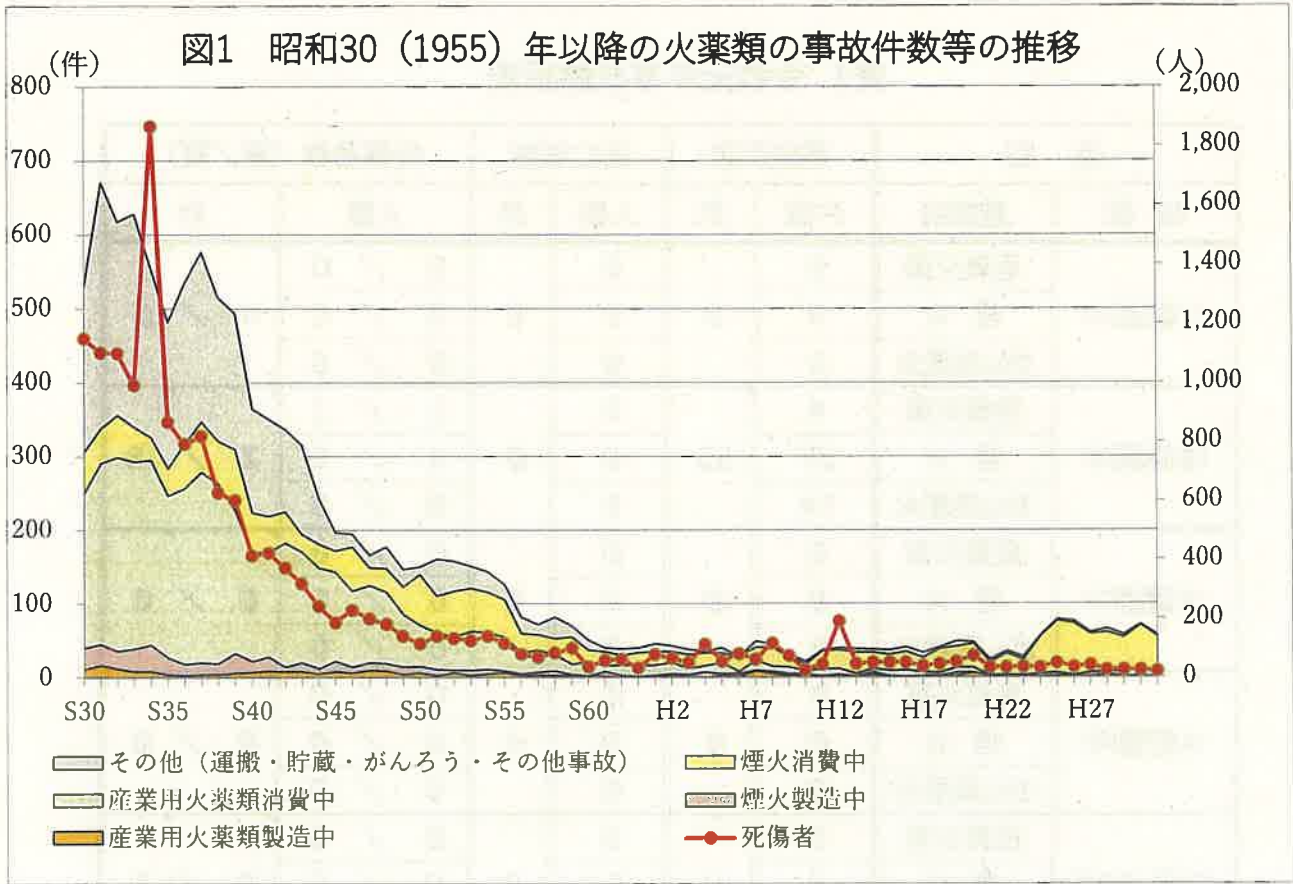
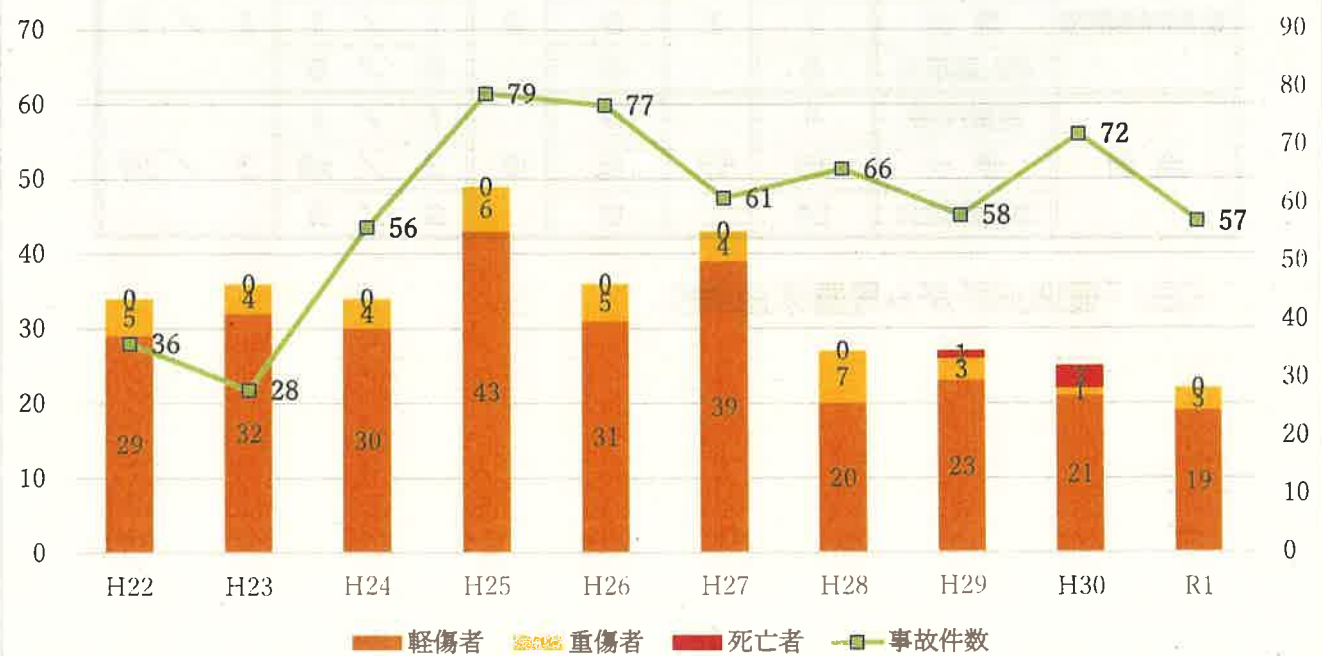


図2 直近10年間（平成22年～令和元年）火薬類の事故件数の推移



【2】令和元年の火薬類に係る事故の発生状況

表1 令和元年事故総括表

項 目		事故件数		死亡者数		負傷者数 (重/軽)	
取 扱	種 類 別	件数	計	人数	計	人数	計
①製造中	産業火薬	0	0	0	0	0 / 0	0 / 0
	煙 火	0		0		0 / 0	
	がん具煙火	0		0		0 / 0	
②消費中	産業火薬	4	55	0	0	1 / 1	2 / 18
	煙 火	37		0		1 / 9	
	がん具煙火	14		0		0 / 8	
③運搬中	産業火薬	0	0	0	0	0 / 0	0 / 0
	煙 火	0		0		0 / 0	
	がん具煙火	0		0		0 / 0	
④貯蔵中	産業火薬	0	0	0	0	0 / 0	0 / 0
	煙 火	0		0		0 / 0	
	がん具煙火	0		0		0 / 0	
⑤がんろう中	産業火薬	0	0	0	0	0 / 0	0 / 0
	煙 火	0		0		0 / 0	
	がん具煙火	0		0		0 / 0	
⑥その他事故	産業火薬	0	2	0	0	0 / 0	1 / 1
	煙 火	2		0		1 / 1	
	がん具煙火	0		0		0 / 0	
合 計	産業火薬	4	57	0	0	1 / 1	3 / 19
	煙 火	39		0		2 / 10	
	がん具煙火	14		0		0 / 8	

(注)「煙火」は「がん具煙火」を除く。